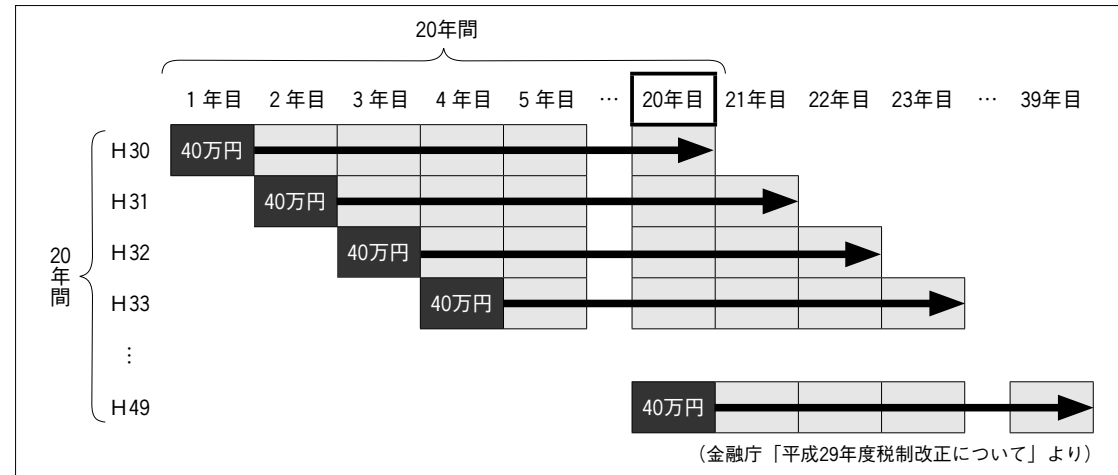


図表2 積立NISAのイメージ



図表3 公募等株式投資信託

- ◆信託契約期間の定めがないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること
- ◆収益の分配は、原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと
- ◆信託財産は、複数の銘柄の有価証券または複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと
- ◆その他一定の事項

1、2のとおりである。積立NISAでは、居住者等が、非課税口座に「累積投資勘定」を設けた日からその年1月1日以後20年を経過する日までの間に、その累積投資勘定に預け入れ

3 3に掲げるものである。積立NISAの投資対象商品からは、現行NISAで受入れ可能な個別銘柄の上場株式は除かれている。現行NISAでも公募株式投資信託は受入れ可能であるので、平成30年から平成35年は、積立NISAと現行NISAのいずれかを選択することになる。

(5) 現行NISAとの関係
平成29年度税制改正大綱においては、積立NISAの累積投資勘定は、各年1月1日に設定されると書かれている。

つまり、積立NISAと現行NISAは、年ごとに選択可能であり、現行NISAにおいて新規投資が可能な平成35年までは、年ごとにいずれのNISAを利用するか、選択できると考えられる。

例えば、平成30年は現行NISAで新規投資を行い、平成31年は積立NISAで新規投資を行うようなケースだ。なお、同

公募株式投資信託」とは、図表

Part. 2 主要改正事項のポイント

金融証券税制

年間40万円まで非課税になる 積立NISAを創設

非課税枠を超えてロールオーバーが可能に

定期かつ継続的な
投資のみが非課税の対象

積立NISA(案)の創設
↓ 一覧表8ページ

(1) 制度創設の趣旨
現行のNISA(少額投資非課税制度)については、平成28年3月末時点において口座開設数が約1000万口座、買付金額が約7・8兆円となるなど、NISAがスタートした平成26年以降、着実に普及しているといえるだろう。

しかし、現行のNISAの場合、非課税投資額の上限は120万円となっており、上場株式などの比較的高額な投資に利用されている。非課税期間が5年と短いこともあり、積立型の投資商品については利用しにくいのが現状だ。

そこで平成29年度税制改正においては、家計の安定的な資産

図表1 積立NISAの概要

	積立NISA	現行NISA
年間投資上限額	年40万円	年120万円
運用益等の非課税期間	最長20年	最長5年
新規投資可能期間	平成30年(2018年)～平成49年(2037年)	平成26年(2014年)～平成35年(2023年)
ロールオーバー	非課税期間満了後は不可 (平成30年から投資しても20年後の平成50年(2038年)は積立NISAの期間外)	平成35年までは可
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※「公募等株式投資信託」に限られ、上場株式は対象外	上場株式、公募株式投資信託、ETFなど
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け	単発での買付けも、定期的な買付けも可能
現行NISAとの関係	現行NISAとは年ごとに選択して適用可能	

(金融庁「平成29年度税制改正について」より一部修正)

なった(以下、「積立NISA」と表記する)。

(2) 積立NISAの概要
積立NISAの概要は、図表